

9 コンプライアンス、社会貢献について

(1) コンプライアンスのための体制

- ・ 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）について記載してください。

① 法令遵守のための規程整備と専門家からの指導助言

財団では、法人運営及び指定管理業務を実施するために必要な諸規程を整備しており、その中には、冒頭に記載した財団の「理念」と「ミッション」も含まれています。特に、職員の服務をはじめとした労働関係の法規や、施設設備の維持管理に必要な法規などについては、所管行政機関や関係団体からの通知、情報提供などを受け、法令に適った法人運営ができるよう、改正等の都度、対応していきます。

現在、財団では、顧問社会保険労務士、顧問弁護士、産業医を委嘱しており、社会保険労務士、産業医については毎月の定期的な相談指導を受けているほか、財団の管理職に対して顧問社会保険労務士による労働時間管理の研修を実施しました。また、会計についても定期的な会計指導を会計事務所に依頼するなど、専門家からの指導・助言により、法令遵守に努めております。

② 法令遵守についての研修

法令の改正があった場合、管理職の連絡会議にて周知、説明すると共に、令和5年のインボイス制度の導入時や電子帳簿保存法の改正時、令和6年のフリーランス・事業者間取引適正化等法の施行時等のように、その内容によっては職員全体を対象とした研修等を行い、適確な業務遂行に繋がるよう取り組んでいます。

(2) 環境への配慮

ア 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況について記載してください。

神奈川県は公立施設として、また財団の CSR（社会的責任）と SDGs の推進の面で、芸術文化の分野においても環境への配慮は不可欠であると捉え、環境配慮に取り組んでいます。

劇場・音楽堂は多数の人々が集い、そのための空調や、様々な演出効果のための舞台機構や舞台照明・音響の運用により、施設の利用率に応じてエネルギー使用量も増える傾向があります。また、特に顕著となった猛暑、厳寒などの気候状況にも左右され、エネルギー消費をコントロールしにくい面も持っていますが、この条件下においても下記の対応により、削減の実現に取り組んでいます。

① 専門知識を有した職員の配置

芸術劇場に電気及び設備の専門知識を有する職員を配置し、音楽堂とあわせて、2館のエネルギー消費の効率化に取り組めます。神奈川県地球温暖化対策計画に沿った温室効果ガスの排出量削減目標を作成し、目標を達成するための取組を推進するとともに、法令に基づく定期報告等を作成するなど必要な業務を確実に行います。

② 施設設備を熟知し、専門性を活かした対応

大きな効果をもたらす温室効果ガス排出抑制の対策としては、平成 30 年 4 月から翌 31 年 3 月に実施した音楽堂の大規模改修による空調設備等の更新のように、施設の主要設備を省エネ型に更新する必要があります。財団は管理施設を熟知する立場から、主要設備の大規模な改修・更新の協議を神奈川県に具申するとともに、第 5 期指定管理期間においては、各館の現行設備の使用を前提に、委託業者と連携し、従来培ってきたオペレーションによる省エネルギー化、未実施部分の設備照明の LED 化等を軸に対応していきます。

③ エネルギー使用量の「数値の見える化」による削減への取組

施設のエネルギー使用量の「見える化」を通じて、職員の環境負荷に対する意識の向上と、来場者、利用者の方々への環境配慮への理解を深めていただくことを目指します。

④ 環境配慮への取組

日常業務において、ペーパーレス化、オフィスの節電、クールビズ・ウォームビズの推奨、ごみ分別の徹底、廃棄物削減への取組を行っています。また、業務で 2 館が日常的に使用する PC や複合機等の入札条件に、環境基準対応（国際エネルギースター、グリーン購入、エコマーク）を設ける、主催公演等でのチラシ配布袋を環境配慮型の素材に変更するなど、常に環境配慮を意識した物品やサービスを使用しています。第 5 期指定管理期間においてもこれらの取組を継続し、環境に配慮した商品・サービスの購入を推進します。また廃棄に際しても、資源の有効活用や適正処理に努めます。

⑤ 危険物、化学物質等のリスク管理

芸術劇場舞台技術課で使用する有機溶剤等、害を及ぼす危険のある物質については、専門的な知識を持った職員により、化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を徹底して行います。

⑥ 建物・設備のライフサイクルコスト低減

環境負荷の低減を図るために、老朽化が進む施設について、大規模改修に向けた長期計画策定への協力、また提案を行いつつ、長寿命化のための予防的な保全に的確に取り組めます。そのためには、日常の維持管理、小破修繕を確実に丁寧に実施することが重要と考え、取り組めます。

⑦ 「グリーンシアター」の取組

世界の舞台芸術界では、環境に配慮し持続可能な劇場や舞台芸術を目指す取組が広がっています。日本においても、イギリスでまとめられた「シアター・グリーン・ブック」というガイドラインが紹介され、それに基づく実践が始まっています。芸術劇場では、社会連携ポータル部門とともに、そうした活動を紹介し、また事業実施や施設の管理運営に活かしていきます。

イ 再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組について記載してください。

芸術劇場は、県立施設と NHK 横浜放送局との合築施設のため、電力契約を含む施設の管理に関わる基本的な業務事項の決定または変更については、神奈川県と NHK 横浜放送局により構成される管理組合において行われることとなっています。財団としては、管理組合に対し、再生可能エネルギー電力の利用に向けた検討を鋭意進めていただくよう提案していきます。

また、音楽堂の電気設備は、県立図書館と共有であり、電力は県立図書館から供給を受けております。現在、県立図書館は再生可能エネルギー電力 100%のメニューで事業者と電力契約を締結していると承知しており、今後も、従来どおり県立図書館から電力供給を受けることにより、再生可能エネルギー電力を利用していきます。

(3) 障害者等への配慮

ア 法定雇用率の達成状況等について記載してください。

(ア) 障害者雇用状況（募集の直前の6月1日現在）※1

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数（A）	うち常用雇用障害者数（B）	実雇用率 (B)／(A)×100	不足数 (A)×法定雇用率※2－(B)
55人	2人	3.64%	0人

※1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、障害者雇用促進法という。）に基づき、厚生労働省に報告している令和6年6月1日現在の障害者雇用状況を記載してください。報告義務のない法人については、（A）、（B）を記載してください。算定方法については、厚生労働省に報告する障害者雇用状況報告書の記載要領を確認してください。

※2 法定雇用率については厚生労働省のHPを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html

(イ) 未達成の場合の今後の対応について記載してください。

（達成）

(ウ) 障害者雇用促進法に基づく国（公共職業安定所長）からの障害者雇入れ計画作成命令の有無について記載してください。

☐ 有（計画作成命令を受けた後の対応について：

）

☒ 無

イ 障害者雇用促進の考え方と実績について記載してください。

「ともに生きる社会」を目指し、第5期指定管理期間の重点テーマとして掲げている、施設が「あらゆる人々へのひらかれた場」であることを実現する一環として、障害者雇用促進について取り組みます。

そして、障害者雇用促進を、障害者の雇用そのものに資することと、障害者が生産した商品等を紹介・販売することを通して理解の促進を図る、という2つの立場から実行していきたいと考えます。

■ 障害者雇用

財団では、令和元年度から障害のある人の雇用を始め、現在1名を雇用しています。（財団の法定雇用率から計算すると必要雇用人数は1,485人ですが、障害者雇用制度上の重度障害者（身体障害）にあたる人を雇用しているため、法定雇用数は2人とカウントされ、必要雇用人数を満たしています。）

障害のある人を迎えるにあたっては、障害の状況と本人の動向を十分に確認した上で、担当業務の切り出し、事務分担等を検討するとともに、動きやすい導線の確保など職場環境の整備も行い、財団内での共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

今後も障害のある人の雇用を通じて、財団内の業務改革及び意識改革に取り組みます。

■ 障害者が生産した商品等の紹介・販売

財団ではこれまで、特定非営利法人神奈川セルフセンター（*1）の協力を得て、音楽堂主催共催事業、県民ホール主催事業等での公演休憩時の飲み物や菓子、グッズの販売を行い、公演来場者が障害のある方々が作り販売する商品を直接購買できる機会を提供してきました。

この活動は来場者のアンケートにもたびたび好意的な記載をいただいております。障害者作業所の収入に寄与するのみならず、共生社会への理解を深めることに役立っていると考えます。

また、芸術劇場でもアトリウムで開催するマルシェにおいても、神奈川県内の福祉作業所で作られた菓子等の販売を行っています。

*1：神奈川セルフセンター

障害のある者（高齢者を含む）に対し、社会生活と就労の自立を促進し、広く一般の人々に対し、授産活動に関する広報等の事業を行うことにより、障害者の福祉の増進を図る活動に寄与することを目的とする非営利団体。

■ 障害者雇用企業への発注

第5期指定管理期間では、上記活動の継続に加え、下記の実施を進めていきます。

これにより、日常的な機会を通じて、共生社会実現へのアピールが可能になると考えています。

・全役職員の名刺をユニバーサルデザインに配慮したものとし、印刷は障害者を雇用している事業所に発注します。

・各部署において、印刷製本、封入、テープ起こし、クリーニング、ポスティング等、可能な限り障害者を雇用している事業者へ発注するよう取り組みます。

・委託業者の選定に際して、障害者雇用優良企業の認定事業者であることを考慮していきます。

ウ 障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方を記載してください。

〔 障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合における配慮についても記載してください。〕

財団は、「ともに生きる社会」を目指し、施設が「あらゆる人々へのひらかれた場」であることを第5期指定管理期間の重点テーマとして掲げ、取り組みます。

社会連携ポータル部門を中心に進めている「あらゆる人々が芸術文化に親しめることを目指すインクルーシブアプローチ」は、さまざまな障害のある方に、芸術文化の鑑賞と参加の機会を提供するための取組です。これまで、聴覚障害の方、視覚障害の方への鑑賞サポートや、従来の劇場空間での芸術鑑賞に不安がある方々も安心して鑑賞できる上演であるリラックスパフォーマンスにも取り組んでいます。今後もこれらを継続拡充するとともに、また今後進めていく県域展開事業においても、その経験と知見を活かしていきます。

令和6年に義務化された合理的配慮の提供については、これまで進めてきた施設とサービスのバリアフリー化の取組を活かし、さらに職員の意識向上を進めて取り組むとともに、利用者への啓発に努めます。また、社会的障壁の除去の実施を必要としている旨の意思表示がない場合、あるいは意思表示が困難な場合においても、何らかの配慮を行うことにより、芸術文化に親しんでいただける場合には、適切と思われる配慮を提案し対話を働きかけるなど、柔軟な対応を行っていきます。

(54 ページ<障害者への配慮(手話言語条例への対応等)>をご参照ください。)

エ 手話言語条例への対応について記載してください。

平成26年に制定され、令和5年3月に改正公布された神奈川県手話言語条例に対応するため、財団として手話の普及やろう者に関する理解の促進に取り組みます。

(取組例)

- ・ 神奈川県手話言語条例の主旨に基づいた職員向け研修による知識向上、環境の整備
- ・ 観客に対する、言語と同様の手話対応の用意(多言語対応の中に手話を追加)
- ・ 定期的な子ども向け手話ワークショップの実施

(4) 社会貢献活動等への取組

ア 外国人等に対するコミュニケーションにおける支援について記載してください。

外国人等、コミュニケーションに支援が必要な方への対応として、各館のウェブサイトが多言語対応（自動翻訳機能を付加）としているほか、「やさしい日本語」対応ページを掲載しており、これらを継続していきます。

また、チケットカウンターなどにおいては、自動翻訳端末を利用した外国語対応による対面サービスの向上に取り組めます。

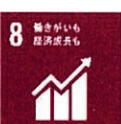
主催事業の一部では、英語表記を含むチラシの作成、やさしい日本語での公演パンフレットの作成、英語での会場アナウンスなどを実施します。あわせて、内部スタッフに向けて「やさしい日本語」に関する研修を実施する等、やさしい日本語に関する知識を深めていきます。

(56 ページ <観光客等への対応>をご参照ください。)

イ SDGs（持続可能な開発目標）への取組、社会貢献活動等、CSRの考え方と実績について記載してください。

1) SDGsへの取組

持続可能な社会を目指すために、財団の活動を通じて、下記の9つの目標に取り組めます。

	目標：Goal	財団の取組
	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	経済状況にかかわらず、あらゆる人が芸術文化に触れる機会を提供する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	あらゆる人が、芸術文化を鑑賞・参加するための環境を整える。幅広い世代に向けた多様な芸術作品を創造し鑑賞機会を提供していく
	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	
	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	芸術により、既存の価値判断や慣習に左右されることがない、多様な価値観を育む
	すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する	芸術文化に関わる労働環境を改善してワークライフバランスを確保し、次代を担う人材を育成する
	国内および国家間の不平等を是正する	神奈川県内在住外国人へのアプローチ、ユニバーサルデザイン化、情報保障の確保を通じて不平等解消を進める
	都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	神奈川県文化振興の拠点として、社会の変化に柔軟に対応し、安全で持続可能な施設運営を行う
	気候変動に具体的な対策を	環境に配慮しながら、より豊かな創造と施設運営を目指す
	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化	財団の理念とミッションの実現のため、さまざまな専門性をもつ団体や市町村、また海外の関係団体と連携を強化する

2) 社会貢献活動について

財団は、そのすべての活動は社会に還元されるべきものと考え行動しています。第4期指定管理期間においては、これまで財団が培ってきた経験と知見を活用し、「社会連携ポータル」部門を中心として、障害者、在住外国人、経済的困窮家庭等の子ども、高齢者などのあらゆる人々が芸術文化の豊かさを享受するためのインクルーシブ対応、教育へのアプローチ、そして、専門人材の育成を行い、社会へ貢献してきました。第5期指定管理期間においても、芸術劇場、音楽堂において、引き続きこれらの分野で社会貢献活動を推進すると同時に、これまでの経験や成果を県域展開事業にも活用し、広く県域に還元します。

3) 神奈川芸術文化財団のCSRの考え方

公益財団法人は、公益性の高い活動を行うことで広く社会に貢献することが期待されています。当財団は、設立趣意書によって「芸術文化の創造と普及を県立文化施設の運営と一体的に行うことにより、より多くの県民に身近で質の高い芸術鑑賞の機会を提供するとともに、神奈川から新たな文化的資産の創造と発信を図り、もって文化県・かながわの推進に寄与すること」を設立の目的に掲げています。また定款には、「音楽、演劇、舞踊、美術などを中心に、芸術文化の創造と振興に係る事業を行うことにより、神奈川県民に質の高い芸術文化に親しむ機会を提供して、心豊かな生活環境を支えるとともに、芸術文化の発信と交流を図り、もって神奈川の文化の創造と発展に寄与することを目的とする」と定められています。

これらの目的を達成するために、財団が果たすべき役割を明確にし、すべての役職員が共有するために、財団は「財団ビジョン2030」を策定し、このなかで「理念」と「ミッション」を掲げて、すべての活動の指針としています。また、この「財団ビジョン2030」策定に際しては、「かながわ文化芸術振興計画（令和6年度～10年度）」を踏まえており、神奈川県の文化政策と連携しその目的の実現に資するものと考えています。

以上のことから、私どもが果たすべき社会的責任（CSR）は、この「理念」と「ミッション」を実現することにより達成できるものと考えます。

■ 財団の「理念」と「ミッション」（再掲）

* 「理念」

財団は、その目的、根幹となる考え方を「理念」として以下のとおり掲げます。

神奈川芸術文化財団の「理念」

- ・ 私たちは、その想像力と創造性を活用し、芸術文化の価値を高めます。
- ・ 私たちは、芸術文化の力で、地域に生きる人々の心を豊かにし、幸福な社会の実現に貢献します。

*「ミッション」

○「創造に挑む」

- ・芸術文化の価値を追求します。
- ・多様な価値観や美意識、表現の自由に基づく作品を創造します。
- ・公共文化施設における新たなモデルを追求します。
- ・私たちの活動のすべてに創造性を発揮します。

○「感動を分かち合う」

- ・私たちの活動のすべてにおいて、あらゆるバリアを取り除くことを推進します。
- ・広く県域に向けて豊かな芸術文化の体験を届けます。
- ・あらゆる人々が主体的に鑑賞し、体験し、創造する喜びを享受できるようサポートします。
- ・広く社会に向けて芸術文化に関する価値ある情報を発信します。

○「つねに考える」

- ・私たちの社会や未来はどうあるべきか、
私たちは社会とどのように関わっていくのか、
人々や社会、芸術文化にとって大切なものとは何か、
私たちの活動によって問い続けます。

○「未来につなぐ」

- ・私たちは芸術文化を次世代へ継承します。
- ・事業活動において、環境負荷を減らし、持続可能な取組を推進します。
- ・私たちの活動に共感し支援してくださるサポーターを獲得します。
- ・芸術文化の担い手の育成を行います。

4) 神奈川芸術文化財団のCSRの実績

私どもは、社会的責任（CSR）の達成のために、前述の「理念」と「ミッション」を実現するべく、第4期指定管理期間において、次のような取組を行ってきました。

○創造に挑む

・芸術文化事業において、創造性に富む芸術作品を創造し鑑賞機会の提供に努めてきました。いくつかの作品では、権威ある賞を受賞するなど、社会から客観的な評価をいただきました。

<実績>

96-97 ページ <3館の主催事業等に関する受賞歴>をご参照ください。

○感動を分かち合う

・あらゆる人が芸術文化にアクセスできるよう、3館を挙げてハードとソフトの両面から鑑賞環境のバリアフリー化に取り組みました。

<実績>

・聴覚障害へのサポートとして、事前説明会の実施、字幕タブレット・ネックループ・補聴システム（ヒアリングループ）の提供、台本貸し出し、手話通訳の配置

・視覚障害へのサポートとして、事前説明会の実施、音声ガイド、触覚模型、点字・拡大文字・白黒反転の配布物を作成

・感覚過敏へのサポートとして、イヤーマフ・耳栓、サングラスの貸し出し

・自閉症、発達障害の方をはじめとする従来の劇場空間での芸術鑑賞に不安がある方へのサポートとして、リラクスパフォーマンス／やさしい鑑賞回（照明・音響の配慮、カームダウンスペースの設置、医療関係者の立ち会い等）

・神奈川県内外の文化施設や教育機関と連携し、地域の芸術文化の普及と振興に努めました。

<実績>

下表のように、県内文化施設への企画提供として、自主制作公演を行いました。詳細は、97-98 ページおよび 101-102 ページをご参照ください。

・経済的な事情等による鑑賞機会の格差是正のために主催公演等の招待を実施しました。

<実績>

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課、横浜市社会福祉協議会、NPO 法人神奈川県子ども未来ファンド等を通じて、子どもとその引率者、ひとり親家庭、母子家庭、里親家庭等にむけて、主催事業への招待を実施しました。実施に際しては、小口寄付によりいただいた寄付、また神奈川県内企業からの協賛を活用しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<実績> 県内文化施設における自主制作公演	11 施設 9 公演・企画 観客数: 2,773 名	3 施設 3 公演 観客数: 821 名	9 施設 16 公演 観客数: 3,041 名	1 施設 1 公演・企画 観客数: 1,194 名
<実績> 子ども招待	(令和4年度より 取組開始)	95 名	83 名	87 名

〇つねに考える

・令和3年度に社会連携ポータル課を中心に「第3の場所」としての文化施設のありかたを考察し「文化と社会研究会」報告書に取りまとめました。また令和4年度には、有識者を招き研究会「『リラックスパフォーマンスとは何か』を何も無いところから考える」を実施しました。

・令和5年度からは、芸術劇場において社会連携ポータル課との協働で、「リラックスパフォーマンスを考える」と題した事業を継続して実施し、研究、考察と専門人材の育成に取り組んでいます。令和6年度には、その実践として、芸術劇場主催事業「花と龍」において、これまで取り組んできた鑑賞サポートとリラックスパフォーマンスの要素を取り入れた「やさしい鑑賞回」を実施しました。令和7年度にも、引き続き芸術劇場主催事業を活かして「やさしい鑑賞回」を実施する予定です。

〇未来につなぐ

・専門人材育成のための講座の実施、インターンの受け入れ、学校教育へのノウハウ・知見の提供を行いました。

<実績>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
専門人材育成プログラム				
舞台芸術・劇場運営分野の専門人材育成講座	実施回数: 3 回 参加者: 213 名	実施回数: 4 回 参加者: 322 名	実施回数: 4 回 参加者: 155 名	実施回数: 4 回 参加者: 196 名
インターンの受け入れ	参加者: 12 名	参加者: 13 名	参加者: 21 名	参加者: 10 名
学校教育へのノウハウ・知見の提供				
施設での講義・研修受け入れ、アウトリーチ等	実施回数: 11 回 参加者: 499 名	実施回数: 24 回 参加者: 1,100 名	実施回数: 13 回 参加者: 393 名	実施回数: 8 回 参加者: 183 名

・全国の文化施設、芸術団体、行政・教育機関等と協働しネットワークの構築に努めました。

<実績>

・全国統括団体への参画（41 ページを参照ください。）

・日本芸術文化振興会主催のアーツカウンシル・ネットワーク・ミーティングに参加し、アーツカウンシルの在り方や役割、課題について議論・共有しました。（令和6年度）